

第十三回国会
衆議院

通商産業委員會議録第四十五号

昭和二十七年六月二日(月曜日)

午後三時十一分開議

出席委員

委員長 中村 純一君

理事 高木吉之助君 理事 中村 幸八君

理事 山手 満男君 理事 今澄 勇君

阿左美廣治君 神田 博君

小金 義昭君 土倉 宗明君

永井 要造君 村上 勇君

高橋清治郎君 横田 甚太郎君

出席國務大臣

通商産業大臣 高橋龍太郎君

出席政府委員

公正取引委 横田 正俊君

農林省 本間 俊一君

通商産業事務官 松尾泰一郎君

(通商局長)

委員外の出席者

外務事務官 小田部謙一君

(経済局長)

専門員 谷崎 明君

専門員 越田 清七君

五月三十一日

中共貿易促進に関する請願(加藤充君紹介)(第三二八七号)

臨時石炭飢饉復旧法案の一部修正に関する請願(高橋權六君紹介)(第三三〇八号)

同(永井英修君紹介)(第三三二八号)

小林、高橋阿爾コール工場存置に関する請願(小山長規君紹介)(第三三〇九号)

高橋阿爾コール工場存置に関する請願(阿波瀧義君紹介)(第三三二一〇号)

工場設備資金融資あつ旋に関する請

願(小高憲郎君紹介)(第三三四四号)

中小企業等協同組合法等の一部改正に関する請願外五件(坂本實君紹介)(第三三四六号)

同外一件(石田博英君紹介)(第三三四七号)

中小企業資金融通法制定促進に関する請願外六件(坂本實君紹介)(第三三四八号)

同外二件(石田博英君紹介)(第三三四九号)

中小企業庁廃止反対の請願外五件(坂本實君紹介)(第三三五〇号)

同外一件(石田博英君紹介)(第三三五一号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

参考人招致に関する件

輸出取引法案内閣提出第二三九号

○中村委員長 これより會議を開きます。

本日の日程に入ります前に、お諮りいたします。航空機製造法案に關し、参考人より意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○中村委員長 御異議なければ、明後日午後一時より意見を聞くことにいたします。

なお参考人の人選につきましては、委員長に御一任を願います。

○中村委員長 本日は輸出取引法案を議題といたし、質疑を続行いたします。質疑の通告がありますから、これを

を許します。加藤龍造君。

○加藤(龍造)委員 私は輸出取引法案について質問をいたしたいと思ひます。

まず第一に、この法案を見ますと、日本の経済の自主的な見地から考へて立案されたかどうかというのを非常に疑問に思ふわけであり、この法律をつくり、そして業者が協定をし、あるいは輸出組合が事業をいたしまする場合に、大体その協定事項は、仕向地の相手方、たとえば関係業者であるとか、向うの輸入業者に損害を与える場合に限つて、価格、数量、その他の協定をすることになつておるようであり、私にはこれは日本の輸出業者が健全な競争をいたしする上には、現在の事情におきましては、国内的にもいへば、こうした価格あるいは数量等の協定を行わなければならない場合があるのではないかと思ふわけであり、すなわち現在輸出業者は非常にたくさんありまして、その中にはきつめて貧弱な實力をもつてやつておるものも相当ありますので、その間不当な価格の競争というやうなものがあり、ば行われて、業者間が非常にうまく行つてない。そして業者が非常な損害をこうむり、ひいては国の損害となるというやうな場合もあるわけですが、そういう点については、政府はこの法案の立案にあつて考慮されなかつたかどうかという点をまずお伺ひしたい。

○高橋國務大臣 この法案につきましては、さういふばらんに申し上げまして、通商省でもいろいろ苦心をしていろいろ

ろな案を検討したのであります。結局、今提出した法案を決定したわけであり、今御発言のやうな点も、国内の事情としてあるといふことは私も認めます。認めますが、御承知のやうに、独禁法というものが今日厳として存しておるわけでありまして、海外的の感情が、今調和発効後あつて、海外的な法案を大幅にかえることは非常に憂慮される場合があると思ひまして、現在のところではこの程度のもので一番適當であらうという結論を得たのであります。これで実施しまして、また實際の状況を見まして、修正を要する事情がわかりましたれば、またあらためてそのとき考えよう、そういう趣意でこの法案を提出したのであります。實際の輸出業者あるいはメーカーなどから見て、御不満の点もあることは私はよくわかるのですが、この際はこの程度のもので一番適當だと私は考へております。願わくはこの原案に御協賛を賜わりたい。

○加藤(龍造)委員 独立直後で、独禁法の解除あるいは独禁法の適用の例外規定を設けるやうになつたことは、外国の感情等を考慮して遠慮したいといふところではあります。私はこれは主としてアメリカに非常に遠慮せられた考へ方ではないかと思ふわけであり、これはいろいろな点で考へておる考へ方、これは後ほど外務省の御意見も順次承りたいと思ひます。

そこでもう一つの問題は、アウト・サイダーの問題であります。アウト・サイダーに対して何らの法律が適用されないといふことは非常に大きな問題だと思ひます。しかもこの法律は、原則として加入、脱退の自由を認めておりますので、そういう建前から考へて、アウト・サイダーにどの範圍において適用するかといふことはこの法律の効果を上げる上において非常に重大な問題であります。この点はどういふふうにお考えになりますか。

○高橋國務大臣 そのアウト・サイダーを制約する力がないといふことも、われわれこれを取上げて研究し、苦心した点であります。独禁法もありませんので、この際アウト・サイダーに制約の力を及ぼすといふことは行き過ぎだと私考へます。この法案によつて輸出組合ができますときに、これは大臣の認可を要するわけでありまして、その際に業者の相当大部分が入つて、きつめて有力な組合ができなければ認可をしない、そういう行政的の措置によつてお言葉のやうな点になるべく除外することに努めようといふ趣旨なのであります。

○加藤(龍造)委員 行政的の措置でそういうことをやるというのには私は非常に危険だと思ふ。またこれは民主主義の建前からいつてもどうかと思ふわけですが、対外的にどうもおもしろくないから、そういう点はそつとしておいて、行政的の措置で強く制圧を加えて規制しようといふ考へであらうと思ひます。おそれるやうな場合に輸出許可があるいは為替許可というやうな問題もから

んで来ると思いますが、いわゆる法律の上ではむずかしい問題をそつと隠しておいて、行政の措置によつてやるといふ考へは、私ははなはだまずいと思ふわけですが、今大臣のおつしやつたような考へは、どうも少し卑屈で、自主性がなかつたと思ふ。もし同一業者の多数が参加しなかつた場合には許さない方針だと今おつしやつた方が、多数を加える場合に、いわゆる行政の措置において相当強権を加えられるというようなことも想像できるわけですが、そういう点はどのようにお扱いになりますか。

○本間政府委員 お答えを申し上げます。大臣からも申し上げましたように、今御指摘になつたような場合について、も実はいろいろと研究をいたしたわけでごさいます。輸出の方がぐあいが悪ければ、御指摘の通り当然国内の生産者の方、影響して参りまして、価格とか数量とかいろいろの問題になると思ひます。従つて法文には公正な取引をすることと輸出取引の数量を確保にすることという柱を立てまして、その上で三つの場合を規定いたしてあるわけですが、それが日本の輸出全体の影へにあるいはその品物の輸出に不利な影響がある場合には、価格及び数量あるいは取引の条件について協議ができるということになっておりますので、私どもの考へ方では国内の場合も大体この條文の範囲内であるのじやないかと考へます。

さらにお尋ねのアウト・サイダーの問題でござりますが、これも実はいろいろ關係をいたしております方とまたびたび折衝をいたしまして、実際の問題として輸出貿易管理令があり、承認

制度を現にやつてゐるわけでごさいます。従つてこの方ではアウト・サイダーの問題は取締り得ますし、また公正な協定ができた場合その協定を維持し、不正のないような措置ができるという考へ方をいたしております關係上、アウト・サイダーの問題は、貿易管理令によりまして承認制度の運用で目的を達し得るのじやないかというような考へ方をいたしております。

○加藤(鐵)委員 国内的にはいろいろ行政措置でできるという自信を持つておられるようですが、これは輸出許可だとか為替許可の面でも押えられますし、そういうことをやろうと思へばやるでございましょう。しかし私はそういう法律の委任しないことをやるといふことで、できるだけ民主的な行き方をしなければならぬ場合に、戦争中のような強い行政措置が現れて来るというのを非常に心配するわけでありまふ。特にもしそれが外国商社の場合になりますと、なか／＼そういうことはむずかしいのじやないかと思ひます。外国商社の場合についてもやはり／＼な問題が起つて来ると思ひますが、特に違反行為があつた場合は民事問題から刑事問題にまで発展するようなことが考へられます。そういう場合にいわゆる商人主義との關係が起つて来ると思ひますが、そういう点についてはどういふふうにお考へでありますか。

○本間政府委員 御指摘になりました点も日本の今後の輸出の上において非常に大事な問題かと考へてゐるわけでありまふが、この法案では特にその區別はしなかつたわけでありまふ。最近の外国商社の關係を見ますと、終戦直

後には一攫千金の考へから来ていたような商社も相當あつたようでありまふが、そういうものも漸次少なくなつてゐるやうに私も見てゐるわけでありまふ。従つて／＼な關係で貿易が少くなれば、商品を取扱う商社にも影響があるやうなもので、この法案では特に外国商社あるいは日本の商社というやうに區別はしませんでしたが、もちろん御指摘のような面も當然考へなければならぬので、今すぐ審議会の方にそういう代表を入れるとかいう決定はいたしておりませんが、実際にこの法律を運用して参ります場合には、御指摘のやうな点も十分考慮しまして、いろいろの方策をとつて行かなければならぬかと思ひますが、終戦直後のやうな悪質で一攫千金の商社は漸次少なくなつてゐるやうに考へております。

○加藤(鐵)委員 商社は本間政府委員の言われるやうなものばかりではありません。しかし質問事項が多いので、ほとんど質問を控へて参りますが、これは非常に大きな問題だと思ひます。次に二條の四の問題ですが、「国際取引における公正な商習慣」とも「輸出取引であつて、政令で定めるもの」といふ條項があります。国際取引における公正な商習慣といふことは明確に言ふとどういふことですか。要するに仕向地における商習慣といふことですか。この法律を一貫して流れる考へ方からいふとどういふふうにとれると思ひます。これは国内的な問題も當然考へられなければならぬと思ひますが、この法律では仕向地における商習慣といふことをさしてゐるのだからと思ひます。しかしながらその公正といふものにもいろいろ／＼な見方があるやうと思ひま

す。国によつては習慣の違ふ国もある。こういうものを政令で定めるといふ考へだらうと思ひますが、一体どういふことを政令で定めるに考へておられるか、具体的に御説明願ひたいと思ひます。

○本間政府委員 ただいま御指摘になりました考へ方は、私どもの方では必ず仕向地におきまふ取引ばかりを指さしてゐるのではありませんで、はなはだ観念的な考へ方になるわけでありまふが、どういふ取引が公正な国際取引における商習慣であり、またそれにそむくかというやうな問題は、なお通産局長の方から御説明いたさせます。御指摘のありましたやうに仕向地ばかりではないわけでありまして、いろいろな場合も考慮されるわけでありまふから、これをどういふ基準なり、どういふふうにきめて行くかというところは非常に大きな問題だらうと思ひわけでありまふ。従ひましてこれを政令で定めます場合には、審議会に十分諮問をいたしまして、そして専門家の意見を十分に聞きまして上で定めます。こういう考へ方をいたしてあります。決して役所だけの考へ方では処理しないという考へ方をいたしてゐる次第であります。

○加藤(鐵)委員 国際取引における公正な商習慣といふものは必ずしも對外的なものばかりではない、仕向地におけるものばかりではないといふ考へであります。先ほど私が申し上げました業者同士の不當な価格の競争というやうなことも本間政府委員の御説明であります。おそろく入つて来ることになると思ひます。そういうし

すと第十一條の一といふものは、「輸出業者の不正な輸出取引の防止」といふことになりまふから、そこで自然国内におきまふ業者同士の価格の競争というやうなことを防止するといふ意味で、価格の協定、数量の協定というやうなものもこの條項でできるということになつて来るわけですか。

○本間政府委員 先ほど申し上げたやうに、この場合におきまふ公正な商習慣といふものは大事な問題でございまして、審議会に諮問をいたしまして、十分その意見を尊重して参りたいと思ひわけでありまふが、今御指摘になりました点は、組合がございまして、その組合で狭い意味のダンピング防止というやうな観点から、数量その他の輸出条件などを定めるわけでありまふので、その場合は組合の協定いたしました価格、あるいは比率といふものが取引の基準になつて参るだらうと思ひわけでありまふが、ここで具体的な必要が起きた場合でない、一々明確にはお答えしにくいのでございまふ。ただいま私どもが考へておりますのは例のリベートの問題でございまして、とか、根拠がないのに契約をキャンセルするとかいふ問題もあるわけでありまふ。それから非常に狭い意味に解釈をいたしました場合のダンピングなどは、もちろん不正な輸出取引といふことにならうかと思ひますので、ただいまのところはそういう問題を中心にこの條項を考へておるわけでごさいます。

○加藤(鐵)委員 そういたしますと結局仕向地において起り得るであらう問題についてのみ、公正な取引というふうに見ておられるということに帰着す

るわけじゃないですか。必ずしも仕向地の問題のみでないし本間さんはおつしやいました、しかし今の御説明であります、あなたの狭い意味とおつしやるのは仕向地における不公正な取引のみをさすのであつて、国内的の問題はここに含まれていないということになるのですが、そうするとさつき言葉は取消されるのですか。

○本間政府委員 今狭い意味のダンピングと申し上げましたのは、独占的な商いになりまして起りました問題などもあるわけでありまして。先方の買手の方が政府機関でありますとか、何かいまして、かえつて独占のような問題も起きて来ようと思ふのであります、そういう場合にはそれによりまして受けます損害は、もちろん日本の品物を救います商社が受けるわけでありまして、この国際取引における公正な商習慣ということになれば、この法案でも輸出取引そのものを対象にいたしてありますから、どうしてもその方にウエイトが十分かつて来ることになると思ふのであります、必ずしもそれだけという意味で実はこの文字を使つておるわけではないのであります。ただ前にも御意見がございましたように、取引の方が悪いが、悪くなつて参りますれば、国内でも価格なりあるいは数量というようものが当然問題になるわけでありまして、輸出取引と国内の価格というものは離すことのできない、密接な関係に御指摘のようにあります、私どもそのように考へておるわけでありまして。

○加藤(鐵)委員 それでは次に進みます。輸出組合に加入し得るものは輸出

業に携わるものに限るということになつておりますが、私はメーカーの中で必要なものがあるのじやないかと思ひます。たとえばプラント輸出の場合に、メーカーが相当長期にわたつて輸出をすることにしまして、いろいろ備へつけたものの操作や運転はメーカーがやるという建前でありまして、やはりそういう場合はメーカーといふものも参加する必要があるのじやないかと思ひますがその点どうですか。

○本間政府委員 御承知のようにこの法案は輸出取引そのものを対象にいたしまして、輸出取引に限りまして独占禁止法の適用をはずす、こういう考え方をいたしておるわけでございます。この中で、メーカーも全部含むということになります、ただいま申し上げました趣旨からはずれて参りますので、一応輸出業者といふことにいたしておるわけでございますが、御指摘になりましたように、プラント輸出の問題でありますとか、あるいはその他の、品目によりましてはメーカーの立場というものも非常に重要な関係を持つて参るわけでございます。従いまして今までの輸出実績というようなことをあまりやかましくいたしませんで、輸出の能力と意思のある人は組合員たり得るという広い解釈をいたしておるわけでございます。もちろん輸出組合が定款で決定することになるであらうとは思ひますが、今御指摘のような場合は、ただいま私が申し上げました輸出業者といふものの広い解釈で、大体さしつかえなく行けるのではないかと。御承知のように戦前の輸出組合も、その組合員の構成は輸出業者ということになつておりましたので、そういう慣例をも考慮いたしまして、輸出業者といふことにいたしておるわけでありまして。

○加藤(鐵)委員 能力と意思のある者ということになりますと、将来やろうとする者が現在何もやつておらなくとも加入することができる、こういうことですね。

○本間政府委員 そういうことであります。

○加藤(鐵)委員 もう一つ重大な問題があると思ひます。輸出組合は認可することになつておりますが、この認可は一体どういう基準でやられるのか、この法律には一切ございません。また政令で定めるといふこともありません。おそろくこれも行政的な措置でやられると思ひます。この点については、今政令で定めようと思つておるわけですが、商品別に認可基準を設けるといふことが伝えられておりますが、ああいうふうな構想をもつて、やはり行政的措置でやられる考えですか。

○本間政府委員 この組合を認可いたしまする場合の一つの認可基準は、十條に大ざつぱに規定をいたしておるわけでございますが、これは御承知のように、あまり数がよいにできません、かえつていろいろ問題が起きようかと思ひます、また業界にもそういう要望が非常に強ございます。私どもの方では、できるだけ組合の数を少くしたいという考えを持っております。地域的にはできるだけ広い範囲で、全国組合のような形になるのが望ましいと思つております。ただ品物によりましては、そう行かない場合もあるかと思ひまして、品目

別、しかも広汎な地域、全国地域という形で實際は生れて来るであらうと思ひますが、できるだけ数は少くしたい、こういう基本的な考えを持つております。

○加藤(鐵)委員 十四條とおつしやいましたが、十四條は別に認可基準になつていないと思ふ。私の申し上げた認可基準といふのは、いわゆる地域別にやるか、業種別にやるか、あるいは商品別にやるかといふことで、せんだつての新聞では、商品別に認可基準を設けるといふことが書いてあります。そうしてその商品別とは一体どの程度のところか、たとえば繊維製品の場合、繊維全体を同一類の商品とみなすのか、その中で綿糸、綿布というものを原料とするような加工物とわけけるのか、そういうような点をお聞きしたのです。今政務次官はできるだけ数を少くしたいといふふうにおつしやいましたが、できるだけ数を少くしたいというお考えは、大体的な構想があつておつしやることだろうと思ひます。そこで大体幾つくらいいいというふうにお考えになりますか。さらにそれは法律によらないでやりになる場合に、一体どういふ方法をとられるのか、その点をお伺いします。

○本間政府委員 お答え申し上げます。私どもこの法案を運用いたしまして設立認可をいたします場合の基準につきましても、審議会の意見を尊重いたしましてきめたいと思つておりますが、ただいま考へておりますことは、組合員の商社の負担をできるだけ軽減をいたしたい。それから組合が能率的な運用できるようにせびしたいとい

う二つの柱を中心と考えまして、先ほども申し上げましたように、組合の構成は原則といたしましては、できるだけ商品別にせねばならぬと思ひます。そういたしまして全国一円のものでやりたい。ただ品物によりましては、雑貨のようなものであります、なかなかこの原則にばかり当てはまらぬと思ひますので、もちろん例外的に認めねばならぬ場合もあるかと思ひます。が、原則としては商品別にいたしまして、できるだけ全国一円のものにして参りたい。こういう考え方をいたしております。それから輸出組合の取扱い商品の種類でございますが、これも商品の小さな分類によりまして、できる限り類似の商品を包括した広範囲の分類にいたしたい。それから商品別の輸出組合を設立する場合でございますが、その組合員の数が、その商品を取扱つておる輸出業者の過半数であることが大事と思つております。またその組合員の取扱量も、その商品の輸出額の半分以上であることが基準の要件といふふうに私も考へておるわけでありまして。それから仕向け市場別の輸出形式のものを除きましては認めないで、行こう、その方がいじやないかという考へ方を一応いたしておりますが、正式の基準は、もちろん審議会が定めておるわけでございますから、ここに諮問をいたしまして、この意見をも尊重いたして基準をつくつて参りたいと考えております。

○加藤(鐵)委員 審議会に諮つて基準をつくるというお話ですが、新聞には相当こまかいものが出ておりました、あれはどこから出たわけですか。

ます。しかしながらそれには強制権が持たせられておらないという点で、實際適用が除外されておるにもかかわらず、組合自体がそれを強く打出して行かれないという状態になっております。そうしてさらに今度の輸出取引法におきましては、中小企業等協同組合法において緩和された範囲にまでも適用除外が拡大されておらない。たとえば先ほど来の質問によつて明らかになりました国内の業者の価格競争、数量競争等を規制するということは、全然考えられておりません。その点は独禁法に於けるから、事業者団体の第四條、第五條に於けるからということでありますが、一体今日そういう問題についてで、われ／＼はアメリカに遠慮しなければならぬかどうか。日本の中小企業者が生きて行くためにどうしてもこゝまでは適用除外が必要である、これは業界におきまして、またわれ／＼が見ましてもほとんど一致した意見でございますが、これをアメリカ側に遠慮をして、そこまではやれないという根拠がございますか。このごろい／＼な問題がその点に於いて参つておりました、外務省等では特にその点に神経質になっておりますが、公取委員会としては独自の立場に立つてこの問題を研究しておられると思ひますので、その点についての委員長の御見解を承りたい。

○横田(正)政府委員 ただいま御質問の独占禁止法または事業者団体の法緩和の問題につきましては、先般当委員会におきましても若干見解を申し上げたのでございまして、結局われ／＼反トラストを——この法制を施行いたしする機關といたしましては、公正自由な競争を促進するというこの線は、何も私たちがアメリカから押し付けられて盛つたというのみでなく、真に日本の自由私企業態勢を整え、いわゆる資本主義の動脈硬化を防ぐという面から、わが日本自体においてこの法制の實際の価値を検討してわずかまだ五年の経験でございするが、なおこれをよく理解して行く必要もあるように考えられます。なるほどわれ／＼は、折に於いてこの法律を緩和すること、は外国、ことにアメリカの關係において、はなはだ困難であるということに参りまして、それは事実司令部がありまして時代には非常に困難でございまして、またその後日本が独立を回復いたしました、形式的にははつきりものを言える日になつておるこの時代におきましても、やはりわれ／＼が觀察するところによりまして、いろいろな外交上の考慮もなされなければならぬように思ふのでございします。しかしこれはむしろこの際の問題でございまして、根本の問題は、私が最初に申し上げましたこの法制の日本におけるあり方の問題にならうかと思ひます。そこで私たちの考え方を率直に申し上げますならば、やはりこの公正自由取引の線は原則的にこれを守りながら、ただいま申されましたような中小企業者のまことに気の毒な状態を何とかしなければならぬという場合には、適当なる法制をその個々の問題について設けまして、適用の除外をいたすということが必要であらうと考えております。われ／＼も、何もこの原則をしやむに強行し、厳格なる法律の適用をしようとは考へておりません。適当な、是認し得べき範圍におきまする適用除

外、独占禁止法の線の修正につきましては、公取みずから真剣に実を考へておる次第であります。従ひましてこれは今後い／＼な形で出て参ると思われまするが、それに対しては、われ／＼は慎重にその必要性を検討いたしまして、適当な態度をとり、日本の経済のために貢獻いたしたいと考えております。

○加藤(義)委員 大体わかりました。今あなたのおつしやつたいいわゆる資本主義の動脈硬化を防ぐためにということとは、私も賛成でございします。大企業について、従つて独禁法を適用しなければならぬということは私も十分賛成でございしますが、中小企業の場合におきましては、やはりこれはできるだけ適用を除外してやらないと、一方において資本主義経済の動脈硬化を防いだかたりに、一方において中小企業者が倒れてしまふと大きな出血を見るわけでございますから、できるだけこれの緩和の方針をとつてもらいたいと思ひうわけでありまして、そこで先ほど私が申し上げました輸出組合の場合には、中小企業等協同組合の場合のように、いわゆる価格と数量の点について協定ができるということとはただ対外的の場合においてのみ許されておつて、対内的、国内的にいゝゆる業者間の協定が認められておらないというところは、やはり独占禁止法をそこまで緩和してはいけませんというお考えであつたのか、あるいは初めからそういうことが考へられておらないから公取委員会ではお考えにならなかつたのか、あるいはまたこの組合自体にある程度の強制力を持たせるといふことについては、どういふふうにお考えになりますか。

○横田(正)政府委員 この種の組合に強制力を持たせまことにつきましては、独占禁止法本来の建前からいたしますと、あまり好ましくないとは考へます。たとへばアウト・サイダーを縛るところまで行きますとか、あるいは強制加入を認めますというようなことになりますると、それは原則的には認めがたいことではございしますが、これも先ほど申し上げておりましたように、いろいろ實際の必要な面から考へまして、むしろその方が適當であると思われます場合には、そこまで行くことがあるいは必要ではないかということとは考へております。なお現在中小企業につきましては、御承知のように独占禁止法上積極的に中小企業者のプラスの面を助長するといふところは割合に少いのでございしますが、しかし中小企業等協同組合法によりまして本来事業者のできないい／＼の團結をするといふことは、この形によりましては認められておるわけでありまして、なお今回国会に提出いたしました事業者団体の改正によりまして、中小企業者のある意味の團結の認められる範圍がふえたように思われます。なおそのくらのことでは足りないとおつしやる面もよくわかつておりますので、今後なおこの輸出の面につきましても、い／＼な問題につきましても、あるいは純然たる国内の問題につきましても、先ほど申しました線に沿ひまして、い／＼考へて行きたいと思つております。

○加藤(義)委員 外務省の方に伺ひますが、私は日本の輸出入貿易の問題と切り離すことのできないい／＼な問題があると思ひます。それは通商航海條約とか、日本の自主性を制約するよ

うな法律がアメリカの国会にもいろいろと提案されております。そういうような問題について、外務大臣に聞いてみたいと思ひましたが、外務大臣がおいでにならないので、係官の方がおいでになれば、できるだけわかる範圍においてお答え願ひたいと思ひます。まず第一に、日米通商航海條約が二月ごろでありましたか、予備交渉が行われたようでありまして、一体これはいつ締結されるのか、締結の見通しがついておるのか、それは当然い／＼な面において最惠國待遇を与えられるのかどうかという問題について承りたいと思ひます。

○小田部説明員 アメリカとの通商航海條約に關しましては、二月ごろから予備交渉に入つておりますが、この予備交渉が相当かかつておりますのは両方からい／＼の案を持ち寄つて、そして一々それが相互の立場を明らかにしておるからであります。それでこの條約がいつ正式交渉にまで行きますかということは、先方の準備もございまして、今こゝでこのくらいになつたら成立調印まで運ぶといふことは、ちよつとわかりかねます。ただ今度のアメリカとの通商航海條約におきましては、当然両方が對等の立場に立つて話をしておりますので、最惠國待遇を与える場合には両方が与え、内国民待遇を与える場合には双方が内国民待遇を与えるという立場をとつておりまして、日本だけが最惠國待遇を与えなければならぬといふふうなラインでは話しておりません。

○加藤(義)委員 アメリカの場合通商航海條約はおそらく今御説明の通りの

結果になろうと思ひますが、問題はイギリスの場合であると思ひます。イギリスは大体日本をいゆる貿易の競争相手として考へておられますので、イギリスとの通商條約は非常にむづかしいのではないかと考へておられますが、その際このまま考へておきますならば、日本は平和條約において今後四箇年間はイギリスに対して最惠國待遇を与えなければならぬという問題があります。そうしてイギリスは日本に対して同等の待遇を与えない、いわゆる最惠國待遇を日本に与えない、いわゆるなことをイギリスで表明しておつたようでありますが、この問題についての見通し、それから國際關稅協定に日本が加入することは不可能であるといふようなことが伝えられております。またアメリカの国会にはマグナソン案といふふうな海運協定、世界に例のないような海運協定といふような問題が持ち出されております。こういう問題を考へて参りますと、一応日米通商航海條約が結ばれても、いづれ日本は自主性を妨げるような問題があるわけですから、こういう問題に対して、一括してよろしいが、こういう問題を解決して、日本の獨立國としての経済的な自主性が確立されるのか、こういう問題は相當長期にわたらなければ解決されないのか。かつての明治初年のような状態が再び日本に続くのかという問題について、外務省としての見通しを御説明願ひます。

○小田部説明員 最初英國との通商航海條約の問題であります。外務省としては、アメリカに次ぎまして英國は最も日本の貿易上重要でありますから、英國との間の通商航海條約を

結ぶべく努力いたしております。今度松本大使も向うに御赴任になるはずでありますから、それにも経緯をお話いたしまして、できるだけ早い機会に通商航海條約を結ぼうと考へております。ただ英國に対しては通商航海條約のできない間、十二條の規定であります。この十二條の規定は相互主義――相互主義と申しましたが、必ずしも對等とは申し上げられませんが、關稅事項に關しましては最惠國待遇、その他の事項に關しましては内國民待遇といふことを規定しておりますが、その次の條項によりまして先方が日本に対して最惠國待遇もしくは内國民待遇を与えない場合には、日本も与えないでよいといふふうなことになるのであります。ですからもし英國側が最惠國待遇なり内國民待遇であるものについて与えない限りにおいては、法律上は日本もこれに対して内國民待遇あるいは最惠國待遇を与えなくともよいといふぐあいになつております。もちろん通商航海條約を結ぶのも、英國側のいろいろな準備もあるでございしようが、個別的にたとへば船舶に關することとか、また貨物の輸出入に關することとか、そういうふうなものを、もし全般的な通商航海條約ができなければ、そういうような方法に向つて、一つ／＼考へておきます。それからガットの加入でございしますが、これは今年九月かにガットの締約國の會議がありますので、この會議の際には日本も加入申請をしたいといふことで準備を進めております。それから英國の反對といふことも伝えられておりますので、その方面に關しましては着々と各種の方面を

通じて手を打つております。マグナソンの海運協定というのは、私もまだ今のところ、これは存じませんが、從來のアメリカの態度から見ますと、日本の海運を不当に縛るというふうな動きは、アメリカの方に少しは見られませんか、今こゝういふ案が出て、議會の案になるといふふうなことはないのであらうと考へております。

○加藤總務委員 それから關稅の問題ですが、特に重要な問題になるのはまぐろの罐詰、陶磁器等の關稅引上げの問題ですが、これらはいわゆる對等の立場で取引をするというアメリカ自体の考え方と、アメリカの業者の考え方との食い違ひといふものがここに現われて來ておると思ふのであります。この問題について私の聞くところによりますと、最近アメリカの國會といつても大分反省してこれを握りつづけておられます。しかしながらいづれ大統領の選挙等がありまして、政府でも業者のごきげんをとらなければならぬといふような問題もあらうかと思ひます。この問題についての見通しはどうですか。

○小田部説明員 今の御質問の關稅問題、ことにまぐろの關稅の問題であります。最近のアメリカの情勢を見ますと、景氣の中だるみとかいふようなことがございまして、単に日本だけでなく各国に対する商品の關稅引上げといふことを大いに議論しております。一番問題になつておりますのがまぐろの關稅問題であります。この件に關しましては御質問にもありました通り、一部業者とアメリカ政府筋との見解はまったく違つておまして、アメリカ

政府筋の方に対しては、占領中はスキヤップを通じてあるいは在外事務所を通じて、それから今度赴任いたしました新木大使に対して、本件に關して日米の經濟協力、それからドルの獲得、日本の漁民に対する影響を説明いたしまして今後善処するように手配しております。それで國務省の方でもこの案はわかつておまして、例の關稅引上げが兩院の財政委員會を通過いたしましたときも、この案が出ることはペルー及び日本に対してアメリカとの關係に非常に悪影響を及ぼすものであり、今後こゝういふ案が法律とならないように願うといふことを國務長官も申しております。さつそく外務省を通じておまして、日本政府の考え方として、アチソン國務長官あてに、今後さういふラインのつとつてアチソン長官の最も適當と思われる措置によつて、關稅が引上げられないようにといふことを申し入れてございします。それで今年には御指摘の通り選挙の年でありますので、議會の動きといふものも非常に微妙なものがあつて、なお政府といつたしましても、アチソン國務長官といつたしましても、特に外務省當局といつたしましても、アチソン國務長官なりといふ政府の力といふものにたよつて行き、本件を処理して行きたい、こゝう考へております。

○加藤（續）委員 日本の自來經濟といふことをもしアメリカがまじめに考へておるといふことは、こゝういふ關稅の不当引上げといふことは、日本の政府としては反省を求めべきである、世界の正義觀に訴へ、アメリカの輿論に訴へるという方法を政府は強力にとつてもらいたい。元來外務省はそういう問題については腰が弱い、こと

にこゝういふ經濟上の問題は、外務省は比較的冷淡であるといふことがしばしばいわれます。これは今後の日本の外交上の重大な問題でありますから、ぜひともお願いしたい。また通産省としても背後から外務省を鞭撻して大いにやつてもらいたいと思ふのであります。次に南方貿易の問題ですが、ポンド關の諸國がイギリスの影響を受けて輸入の制限をしておりまして、まぐろの南方輸出貿易が不利な状態になつて來つたと思ひます。また現在のポンド過剰を政府は嘆いておられますが、来年あたりはポンド不足になりはしないかとさへ私は思ふのであります。その対策を通産省は考へておるかどうか具体的な問題はあつたらうか承りますが、この問題について一応御説明願ひたいと思ひます。

○本間政府委員 お答えを申し上げます。御指摘の通りポンド過剰の問題は、大きな課題といつたわけであつて、な方面から検討されたわけであつて、従ひまして通産省といつたしましても、日本の貿易の本筋からいつたしましても、もつと簡単にした輸出の均衡をはかりたいといふのはだれしも異論のないところでございします。その後商品別あるいは市場別に規制をいたしたような状態があつたのでございしますが、御指摘のように品物を買い取る方面でいづ／＼な輸入制限の措置をとつて参りましたので、過剰といつております市場別、商品別というやうな割當の規則は事實上緩和いたしました。基

本的な考え方といつたしましては、市場別にその國の生産物、それからその生産の余力といふものをできるだけ正確

に把握いたしました。できるだけそれらの地方から買得るものを買いまして、輸出を伸ばして参りたいという基本的な考えに立つておられます。また日本の努力もいたしております。また日本が取引をいたしております国の実際の経済の状態を的確に把握いたしまして参ります行き方と並行いたしまして、こちらから使節団でありますとか、そういうような人々を派遣いたしまして、できるだけ感情上の問題なども緩和して参りたい。それからいろいろ取引をいたします品物などにつきまして、専門家の間で十分話し合ひのできます機会をなるべくよいに参りたいという考え方で、この問題に對処いたしております。

○加藤(鐵)委員 これに關連しまして、六月中旬からインドネシアとの通商會議が開かれるということでございますが、この問題について成功するかどうかという見通しを承りたいのであります。大体商品はどういうようなものを輸出入されますか。また決済の方法という点について承りたいと思ひます。

○本間政府委員 御指摘の通りインドネシアに對しましてはできるだけ早く協定を結びたいという考えで代表が参ることになっておりますが、具体的なお話の方がよろうと思ひますから、通商局の次長からもう少しこまかい問題についてお答弁いたさせます。

○松尾(義)政府委員 インドネシアにつきましては、現在のところ御存じのように非常に輸出超過になっておりまして、先般も向うから使節団が来られましていろいろ話合つたわけでありまして、不幸にして十分な結論に達せず

に今日まで参つておることは御存じの通りであります。輸出超過になっております關係上、向うといたしましては、できるだけ日本側が向うの物を買うようにという希望であります。インドネシアからの輸入につきましては、今許す限りの輸入制度の運用によりまして買入ように努めておるのであります。何分価格その他物産の量等の關係で思ふように入つて参つておられます。その結果といたしまして、依然としてアンバランスが六千万ドル前後になつておるといふような結果、やむを得ずインドネシア側は日本からの輸入の制限をかなり強くやつておるような実情なのであります。従ひましてこの關係をできるだけ早く解決をいたさなければならぬということで、先般來關係各省といつて、協議をいたしておつたのであります。大体向うと會談を始めるといふことについての話し合ひもできて、多分今月半ば過ぎには使節団が現地に参りまして會談を始めることにならうかと思ひます。大体これは協定でございますので、まだわが方の考えのこまかいことを申し上げる段階ではございせんが、大体の考え方といたしましては、現在貸越しになつて六千万ドル何がしかのものをどう処理するかという問題と、年間なら年間を通じて見た場合に、輸出入の規模をどの程度にするかという問題が、一番大きな問題かと思ひます。そのほか、現在のようなオープン・アカウン

とで、輸出入の金額は今こころではちよつと具体的に申し上げにくいのであります。向うから輸入し得る最高限の金額を抑えまして、輸出も大体それに見合うような貿易計画にして参るといふことと、それから現在のアンバランスの處理につきましては、一部を延べてもらうことは現行の協定から申しましても当然のことではあります。一部につきましては若干たな上げと申しまして、延ばいのような方式を加味して行くように考えております。性質が交渉事でありまして、ここであまりはつきり申し上げることは差控えたいと思ひますが、大体そういう考え方であり

○加藤(鐵)委員 それではあまり深く具体的に伺ひますことをやめま。南方貿易の問題は、現在のポンド過剰、ドル不足という傾向から見まして、やはり南方の資源開発ということが中心になると思ひます。南方資源開発の問題は、従来しばしば頭を出しまして立消えになつております。私もその都度質問いたしましたが、政府からおどりの答弁しか得られておりません。大体どういふところに障害があるか。通商條約が南方諸国とはほとんど結ばれておらない。ことに講和條約も結ばれておらないときでありますので、そこに非常な困難があることは承知いたしておりますが、この問題が促進されなければ、そうして日本の技術と實力をもつて開発することによつて、これらの國に購買力ができ、手持ちのドルもできるというところにならなければ、結局日本の南方貿易は進展しないことにポンドの信用がだん／＼と下落することは必然の傾向でございま

すので、どうしてもそういう行き方を強力にしなければならぬと思ひますが、その問題について、もし通産政務次官に明確な御答弁が願えればお答え願ひたいと思ひます。

○本間政府委員 御指摘になりましたように、日本の今後の南方貿易を考えます場合には、どうしても南方の開発と結びつけて考えなければならぬことは私ももちろなく同感であります。ただ従来おどりの答弁ではなはだ御満足が行かなかつたかと思ひますが、御承知のように、南方の開発と申しましても、ただいまある会社などの動きを見ておると、技術的な關係から調査などに行つておるようなところもばつ／＼あります。正直なところ、ここをどうしたらよいか、こういう計画でというようなことは、御指摘のようにまだ明確になつておりません。その必要の度合いにおきましては、御意見の通りまったく同感でございますが、一つにはアメリカの南方諸地域に對する投資のしつりと申しますか、その開発計画と申しますか、これとももちろんいろいろ關係を持つて来るわけでございます。それはまづたく御指摘通りの考え方を私もいたしておるのであります。ただその程度でございまして、御満足の行く答弁ができないのは残念に存じます。そういう実情にあり

○加藤(鐵)委員 もう一つ外務省の方に承りたいことは、中共貿易の問題です。先方が管理貿易であり、またバートル法といふものがあつてその制約を受けなければならぬといふことで、中共貿易が非常に困難であることはわれわれも承知をしております。しかしながら

らこのバートル法以外に貿易管理令というもので、禁止ではないかもしれませんが、多くの制限品目が数えられておりますが、この中には一体何のために禁止するかわからないというような物があります。たとえば陶器のデイナー・セットが要許可品目になつておりますが、これはどうもおかしい。陶器のデイナー・セットが軍需品あるいは資材になるわけでもありませんし、おそらくこれはアメリカに遠慮したものでないか。アメリカは日本のデイナー・セットの九割以上の需要者でありますので、そういうようなことが考えられてこの品目があげられておるのではないかというふうに思ふわけ

です。申すまでもなくバートル法は、アメリカの援助を受けている國がすべてこれを守らなければアメリカのごきげんを損ずることになるわけですが、西歐諸國のやり方を見ておると、明らかにバートル法の範圍内の商品も中共に売つておるよう聞いております。その具体的な事実もわれ／＼は知つておりますが、日本だけが嚴重に守つて、それ以上にさらに貿易管理令というやうなものを設けて非常な制限をしなければならぬ理由が私にはわからないのです。最近これを緩和するといふことがしばしば新聞に伝えられました。従つておそろしくその交渉はどこかでやられたものだらうと思ふわけ。ところがそれが不調に終つて逆にひどくアメリカからやつつけられた。最近外務大臣が非常に強いことをおつしやつて、中共貿易は日本がイニシアをとなつてやるということをおつしやいました。が、こういうことをなぜ日本がやらなければならぬかといふことをひとつ承

りたい。政府は実際にこれを緩和する
という考えで折衝をおやりになつたこ
とは、新聞等に報道せられておること
であり、明らかであります。それが
失敗に終つたわけであらうと思いま
す。この問題は西欧諸国とのにらみ合
せにおいて、もう少し強腰に出られる
必要がありはしないか。また岡崎外務
大臣が言われたように、政府はあくま
で日本が中心になつてもつと中共の經
済封鎖を強化しなければならぬとい
ふうに思つておいでになりますか。そ
うなりますと日本の実力という問題も
考えなければならぬのですが、その
点、経済局長にお伺いするのは無理
かもしれません。経済局長なり通
商次官に伺いたい。

○小田部説明員 デイナー・セツト云
云に關しましては実は私の方はよく存
じませんので、むしろ通商局長から
お答えがあると思いますが、中共貿易
に關しましては、これは政策問題でござ
いまして、大臣がどうお考えになつ
ておるかというところは、新聞等を通じ
て知るほかありませんが、事務当局と
して、原則的には、日本は中共に非常
に近いところであるから、中共貿易の
輸出緩和という方向に持つて行くこと
は困るということは考えておる次第で
ございます。ただバトル法との關係と
か、そのほか西歐諸国との關係におい
て、この調整措置をどうするか——実
は西歐諸国がどういふものを禁止して
おるかというところは、正式には禁止品
目のリストが手に入りませんで、ただ
新聞とか雑誌とかいふものを通じて知
ることができると、今のところは
つきり明言できませんが、幾分あるの
ではないか。その場合に日本としては

でここを調整しなければならぬとい
うことは現在も考えております。アメ
リカに断られたとか何とかいうような
事實はございません。

○本間政府委員 ただいま経済局長
がおつしやいましたような關係になつ
ておるわけでございますが、例のデイ
ナー・セツトは実は禁止品目ではない
のでございます。ただアメリカとの陶
磁器の貿易の關係で、ダンピング防止
というふうな關係から価格の面で承認
が必要な品目の中に加えておりますけ
れども、禁止はいたしておらないわけ
でございますから、その点はどうか御
了承願いたいと思ひます。

○加藤(鐵)委員 貿易のことはまたあ
らためておやりになるそうでありま
すから、まだ承ることがありますが、法
案と直接關係のないことではありますが、
一応やめておきます。ただ一つ先は
ど落しておりましたが、本法の罰則規
定は不正競争防止法と重複する点があ
ると思ひますが、その点はどうかい
ふうにお考えになりますか。

○本間政府委員 御指摘の法案とは重
複しないように調整をいたしておるわ
けでございます。もし何か御疑問の点
がありますればお答えをいたしたいと
思ひますが、重複しない建前にいたし
ておるわけでありま。

○加藤(鐵)委員 私は今不正競争防止
法を忘れて來ましたので具体的に言わ
れませんが、先ほどちよつと見ました
ところが重複する点があるように思ひ
ます。そういう点はまた修正の必要が
あれば修正意見を出しますから、きよ
うはこれで打切ります。

○中村委員 長 この際お諮りいたしま
す。本案に対する質疑はこの程度で終

了いたすことにしたいと存じます
が、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○中村委員 長 御異議なければさよう
決定いたします。

本日はこの程度にいたし、明日午前
十時より本案に対する討論採決に入り
たいと存じますから御了承願ひます。
本日はこれにて散會いたします。

午後四時四十六分散會